

1661

第一號

(裁決)行決 覽回後	連			決行指定	決裁指定	永久	保存期限
	長(部)局	長(部)局					
	人事	兵務	軍務	大臣		件名	番受
				官次		思想犯保護觀察法ニ関スル件	四四二
				官次務政			
長課	長課			局長務主	官副級高	官與參	起元應(課名)
				長課務主	副官	主務	書記官
				員課務主			陸軍省法務局
				房官臣大	課局務主	領受	陸軍省法務局
				了結領受	出提領受	號番	
				昭和	昭和	昭和	法發第一三號
				年	年	年	
				月	月	月	
				日	日	日	

政務官回付

成規類聚登載 16

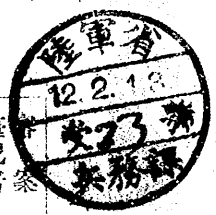
型刑務

筆記者

陸軍省

陸軍省

陸軍省



陸軍第 號

副官ヨリ各軍、師團參謀長及各軍法會議
檢察官、支那駐屯軍法務部長宛通牒

此通牒ハ為守等法宛

思想犯保護觀察法及同施行令等實施相成リタル

處右施行令第三條ノ通知ハ別紙様式ニ依リ判決又ハ

處分ヲ為シタル軍法會議ノ檢察官之ヲ為スヘキコトニ定

メラレタルニ付依命通牒ス

追テ同法ハ陸軍刑^法第八條、第九條ニ掲クル者ニハ^之適用セサ

陸軍

モノナルモ此等ノ者身分喪失ノ際同法第一條ニ定ムル
事由存スルトキハ之ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得ルモノナ
ルニ付爲念

陸普第八一〇號 昭和十二年二月廿日

理由

思想犯保護觀察法及同施行令實施セラレタルヲ以テ陸
軍軍法會議ニ於テ判決ノ言渡ヲ受ケ又ハ不起訴ノ處分
ヲ受ケタル者ニ付同施行令第三條ニ依ル通知ヲ爲スヘキ
者ヲ定ムル要アルニ由ル

参照

第八條 陸軍刑法
陸軍軍人ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一、陸軍ノ現役ニ在ル者(下略)

二、召集中ノ在郷軍人

三、四、五(略ス)

第九條 左ニ記載シタル者ハ陸軍軍人ニ準ス

一、陸軍所屬ノ学生生徒

二、陸軍軍屬
(以下略ス)

記載例

一、事由及年月日ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ヲ「刑ノ執行猶豫」「起訴猶豫」「満期釋放」及「假釋放」ノ區別ニ依リ記入スルコト

二、思想ノ推移ノ欄ニハ思想ノ推移並現在ノ心境就中轉向、非轉向準轉向ノ別及轉向ノ動機ヲ記載スルコト

三、保護觀察ニ關スル意見ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第三條、第四條及第六條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル意見ヲ記載スルコト

四、犯罪事實ノ要旨ハ判決謄本ヲ以テ伏ユルコトヲ得

五、其他参考事項欄ニハ本人ノ思想指導及生活安定ニ關シ必要ナル意見ヲ掲ゲ尙刑務所ニ於ケル行刑成績ノ概評特ニ行狀ノ良否、作業ノ勉否、賞罰事項、接見信書ノ狀況、改悛ノ狀態等ヲ記載スルコト

現役満期等ニ依リ陸軍刑法第八條、第九條ノ身分ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ年月ヲ記入スルコト

陸軍

年 齡	氏 名	職 業	歸 住 地	現 在 地	本 籍	左記事項思想犯保護觀察法施行令第三條ニ依リ及通牒候也 何々保護觀察長 ^所 殿 何々軍法會議檢察官 氏 名 印 思想犯保護觀察ニ關スル件通牒	發 翰 番 號 年 月 日	
								年 月 日 生
處 分 日	裁 判 確	法 會 議	處 理 軍	豫 行 間	執 行 期	刑 名 刑	罪 名	事 由 及 年 月 日
獄 ノ 日	刑 ノ 終 了	期 ノ 始	刑 ノ 始	通 算 期	犯 數	昭 和 年 月 日	陸 軍	

466T

健康状態	生活ノ方針	思想ノ推移	経歴
他ノ事項	犯罪ノ事實要旨	保護観察ニ見ル意見	身元引受人ノ姓名年齢職業住所

866T

思想犯保護觀察法

並附屬法規

司法大臣官房保護課

目次

- 一 思想犯保護觀察法……………一
- 二 思想犯保護觀察法施行令……………四
- 三 保護觀察所官制……………一
- 四 保護觀察審査會官制……………一三
- 五 保護觀察所ノ名稱位置及管轄區域……………一五
- 六 假出獄思想犯處遇規程……………一七
- 七 思想犯假出獄證票樣式……………二〇
- 八 思想犯假出獄者旅券樣式……………二三
- 九 思想犯保護觀察法施行令第三條ノ通知ニ關スル件……………二四
- 一〇 同上通知樣式……………二五

一一	保護團體指定ニ關スル件	二九
一二	保護觀察費用規則	三三
一三	司法保護事業獎勵費取扱規程	三四
一四	保護觀察所保護司執務規範	三七
一五	保護觀察所保護司證票調製方ノ件	四二
一六	民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件	四四
一七	保護觀察所事務章程	四四
一八	保護觀察所會計事務章程	四八
一九	保護觀察所職員ノ旅費ニ關スル件	五三
二〇	移轉料等ニ關スル件	五四

思想犯保護観察法

(昭和十一年五月
法律第二十九號)

- 第一條** 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ
- 第二條** 保護觀察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スル爲其ノ思想及行動ヲ觀察スルモノトス
- 第三條** 保護觀察ハ本人ヲ保護觀察所ノ保護司ノ觀察ニ付シ又ハ保護者ニ引渡シ若ハ保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託シテ之ヲ爲ス
- 第四條** 保護觀察ニ付セラレタル者ニ對シテハ居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナル條件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得

第五條 保護觀察ノ期間ハ二年トス。特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得。

第六條 第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

第七條 第三條又ハ第四條ノ處分ハ其ノ執行中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得。前條ノ處分ニ付亦同ジ。

第八條 保護觀察所ハ必要アルトキハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得。

第九條 保護觀察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得。

第十條 本人ヲ保護團體、寺院、教會、病院又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生ジタル費用ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得。

第十一條 前條ノ費用ハ保護觀察所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨ

2007

リ其ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得此ノ命令ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ命令ニ不服アル者ハ命令ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ出訴ハ執行停止ノ效力ヲ有セズ

第十二條 少年ニシテ治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニハ少年法ノ保護處分ニ關スル規定ヲ適用セズ

第十三條 本法ハ陸軍刑法第八條、第九條及海軍刑法第八條、第九條ニ掲グル者ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 保護觀察所及保護觀察審査會ノ組織及權限竝ニ保護觀察ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ本法施行前ニ第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

思想犯保護觀察法施行ノ件 (昭和十一年勅令第四百號)

思想犯保護觀察法ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

思想犯保護觀察法施行令 (昭和十一年勅令第四百一號)

第一章 總 則

第一條 思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ於テハ本人ノ思想轉向ヲ促進シ又ハ之ヲ確保スル爲其ノ思想ノ指導及生活ノ確立ニ付適當ナル處置ヲ爲スベシ

保護觀察ニ當リテハ穩健妥當ヲ旨トシ本人ノ名譽ヲ毀損セズ且其ノ就職又ハ業務ニ支障ヲ及ボサザルコトニ留意スベシ

第二條 思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ依ル委託ヲ爲スベキ保護團體ハ司法大臣之ヲ

指定ス

第二章 保護観察ニ付スル手續

第三條 思想犯保護観察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ關係官廳ハ其ノ

事由ヲ本人ノ現在地又ハ歸住地ヲ管轄スル保護観察所ニ通知スベシ

前項ノ通知ニハ保護観察ニ關スル意見ヲ附シ且犯罪事實ノ要旨其ノ他參考ト爲ルベキ

資料ヲ添附スベシ

第四條 保護観察所前條ノ通知ヲ受ケタルトキ其ノ他保護観察ニ付スベキ者アルコトヲ

認知シタルトキハ速ニ本人ノ經歷、境遇、性行、心身ノ狀況、思想ノ推移其ノ他必要

ナル事項ヲ調査スベシ

第五條 保護観察所ハ保護司ニ命ジテ必要ナル調査ヲ爲サシムベシ

第六條 保護観察所ハ事實ノ取調ヲ保護者ニ命ジ又ハ保護團體ニ委託スルコトヲ得

保護者又ハ保護團體ハ參考ト爲ルベキ資料ヲ差出スコトヲ得

六

第七條 保護觀察所ハ參考人ニ出頭ヲ命ジ調査ノ爲必要ナル事實ノ供述又ハ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

參考人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ費用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 保護觀察所調査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキモノト思料スルトキハ保護觀察審査會ノ審議ヲ求ムベシ

保護觀察所前項ノ審議ヲ求メタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知スベシ

第九條 保護觀察審査會ハ保護司其ノ他適當ナル者ノ出席ヲ求メ其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第十條 保護觀察審査會ノ審議ハ之ヲ公行セズ但シ本人、保護者其ノ他適當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得

第十一條 保護觀察審査會ハ審査ノ結果ニ依リ保護觀察ニ付スベキヤ否ヤヲ決議ス

前項ノ決議ニハ理由ヲ附シ書面ヲ以テ之ヲ保護觀察所ニ通知スベシ

第十二條 保護觀察所保護觀察ニ付スベキ旨ノ決議ノ通知ヲ受ケタルトキハ思想犯保護觀察法第三條及第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スベシ

第十三條 保護觀察所居住ノ制限ノ處分ヲ爲スニハ本人及其ノ家族ノ居住及生計上ノ事情ヲ斟酌スベシ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ本人及關係官廳ニ通知スベシ

- 一 保護觀察所保護觀察審査會ノ審議ヲ求メズト決定シタルトキ
- 二 保護觀察審査會保護觀察ニ付スベキニ非ザル旨ノ決議ヲ爲シタルトキ
- 三 思想犯保護觀察法第三條・第四條又ハ第六條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
- 四 思想犯保護觀察法第七條ノ規定ニ依リテ處分ノ取消又ハ變更ヲ爲シタルトキ

第十五條 前條ノ場合及思想犯保護觀察法第八條ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ保護者ニ通知スベシ

第十六條 保護觀察ヲ繼續スル場合ニ於テハ新ニ保護觀察ニ付スル場合ニ關スル規定ヲ準用ス

第三章 保護觀察處分ノ執行

第十七條 保護觀察所思想犯保護觀察法第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ第十八條乃至第二十一條ノ規定ニ依リ直ニ其ノ執行ヲ爲スベシ

第十八條 本人ニ對シテハ處分ノ意義ヲ説示シ且將來ヲ戒ムル爲適當ナル訓諭ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ成ルベク保護者其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ立會ハシムベシ

第十九條 保護司ノ觀察ニ付スルノ處分ヲ爲シタルトキハ保護司ニ對シ特ニ必要ナル事項ヲ指示シ本人ノ監督指導ヲ爲サシムベシ

第二十條 保護者ニ引渡スノ處分ヲ爲シタルトキハ保護者ニ對シ本人ノ監督指導ニ付參

考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ本人ヲ引渡スベシ

第二十一條 保護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル者ニ委託スルノ處分ヲ爲シタルトキハ委託ヲ受クベキ者ニ對シ本人ノ處遇ニ付參考ト爲ルベキ事項ヲ指示シ監督指導ノ任務ヲ委囑スベシ

第二十二條 保護觀察所ノ處分ニ付テハ調書ヲ作り處分ノ内容及其ノ執行ヲ明確ニシ其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載スベシ

第二十三條 保護觀察所第二十條及第二十一條ノ規定ニ依ル執行ヲ爲シタルトキハ保護者若ハ受託者ニ對シ成績報告ヲ求メ又ハ保護司ヲシテ成績ヲ視察シ適當ナル指示ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 保護司ハ保護觀察所ニ對シ左ノ事項ニ付其ノ視察シタル結果ヲ報告スベシ

一 家庭關係

二 職業ノ有無及生計狀態

- 三 健康状態
 - 四 交友関係・通信状況其ノ他ノ動靜
 - 五 條件遵守ノ狀況
 - 六 思想ノ推移
 - 七 保護者又ハ受託者ノ監督指導ノ狀況
 - 八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第二十五條 保護司思想犯保護觀察法第三條又ハ第四條ノ規定ニ依ル處分ヲ取消シ若ハ變更シ又ハ保護觀察ヲ繼續スベキ事由アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ保護觀察所ニ報告スベシ
- 第二十六條 假出獄ヲ許サレタル者ニ對スル保護觀察處分ノ執行ニ關シテハ本章ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ定ムル所ニ依ル
- 附 則

本令ハ思想犯保護觀察法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依ル通知ハ關係官廳必要アリト思料スル者ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル

保護觀察所官制 (昭和十一年勅令第四百三號)

第一條 保護觀察所ハ司法大臣ノ管理ニ屬シ思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 保護觀察所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長 二十二名

輔導官 專任八名 奏任

保護司 專任三十三名 判任 内八人ヲ奏任ト爲スコトヲ得

書記

專任二十三人 判任

一三

第三條 所長ハ輔導官ヲ以テ之ニ充ツ司法大臣ノ指揮監督ヲ承ケ保護觀察所ノ事務ヲ掌理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

所長事故アルトキハ上席ノ輔導官其ノ職務ヲ代理ス

第四條 輔導官ハ所長タル者ヲ除クノ外所長ノ命ヲ承ケ保護觀察所ノ事務ヲ掌ル

第五條 保護司ハ所長ノ命ヲ承ケ調査及觀察事務ヲ掌ル

保護司ノ職務ハ思想犯ノ保護觀察ニ經驗ヲ有スル者其ノ他適當ナル者ニ對シ司法大臣之ヲ囑託スルコトヲ得

保護司ノ職務ヲ囑託セラレタル者ハ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 保護觀察所ノ名稱、位置及管轄區域ハ司法大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

保護觀察審査會官制(昭和十一年勅令第四百五號)

第一條 保護觀察審査會ハ司法大臣ノ監督ニ屬シ保護觀察所ノ請求ニ依リ思想犯保護觀

察法第一條及第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ審議ス

第二條 保護觀察審査會ハ各保護觀察所ニ之ヲ置ク

第三條 保護觀察審査會ハ會長一人及委員六人ヲ以テ之ヲ組織ス

保護觀察審査會ニ豫備委員四人ヲ置ク

第四條 會長、委員及豫備委員ハ司法部内高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ司法大臣之

ヲ命ズ

第五條 會長、委員及豫備委員ノ任期ハ二年トス

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ其ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條

委員中事故アルトキ又ハ缺員アルトキハ會長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ズ

第八條

保護觀察審査會ハ會長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

保護觀察審査會ノ議事ハ過半数ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

第九條

保護觀察審査會ニ書記ヲ置ク司法大臣之ヲ命ズ

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十條

本令ニ規定スルモノヲ除クノ外保護觀察審査會ニ關シ必要ナル事項ハ司法大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十一年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

保護觀察所ノ名稱、位置及管轄區域 (司法省告示 第八十三號)

保護觀察所ノ名稱、位置及管轄區域左ノ通定ム

昭和十一年十一月二十日

司法大臣

名稱	位置	管轄區域
東京保護觀察所	東京府東京市	東京府、千葉縣、埼玉縣、山梨縣
橫濱保護觀察所	神奈川県橫濱市	神奈川県
水戸保護觀察所	茨城縣水戸市	茨城縣
前橋保護觀察所	群馬縣前橋市	群馬縣、栃木縣
静岡保護觀察所	静岡縣静岡市	静岡縣

長野保護観察所	長野縣	長野市	長野縣
新瀉保護観察所	新瀉縣	新瀉市	新瀉縣
大阪保護観察所	大阪府	大阪市	大阪府、奈良縣、和歌山縣
京都保護観察所	京都府	京都市	京都府、滋賀縣
神戸保護観察所	兵庫縣	神戸市	兵庫縣
高松保護観察所	香川縣	高松市	香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣
名古屋保護観察所	愛知縣	愛知郡、天白村	愛知縣、岐阜縣、三重縣
金澤保護観察所	石川縣	金澤市	石川縣、富山縣、福井縣
廣島保護観察所	廣島縣	廣島市	廣島縣、島根縣、山口縣
岡山保護観察所	岡山縣	岡山市	岡山縣、鳥取縣
福岡保護観察所	福岡縣	福岡市	福岡縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣
熊本保護観察所	熊本縣	熊本市	熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣、沖繩縣

仙臺保護觀察所 宮城縣仙臺市 宮城縣、福島縣

秋田保護觀察所 秋田縣秋田市 秋田縣、山形縣

青森保護觀察所 青森縣青森市 青森縣、岩手縣

札幌保護觀察所 北海道札幌市 北海道ノ内函館保護觀察所管轄區域ヲ除ク全部

函館保護觀察所 北海道函館市 北海道ノ内 函館市、松前郡、上磯郡、

龜田郡、茅部郡、山越郡、太櫛郡、瀬棚

郡、爾志郡、檜山郡、久遠郡、奥尻郡、

壽都郡、磯谷郡、歌棄郡、島牧郡

假出獄思想犯處遇規程

(昭和十一年
司法省令第三十五號)

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者假出獄ヲ許サレ且思想犯保護觀察法ニ依ル保護觀察ニ付セラレタル場合ニ於テハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外一般ノ例ニ依ル

第二條 刑務所ノ長司法大臣ニ對シ假出獄ノ具申ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ本人ノ歸任地ヲ管轄スル保護觀察所ニ通知スベシ假出獄ノ許可アリタル場合亦同

第三條 本人ヲ釋放スル場合ニ於テハ成ルベク保護司又ハ保護ヲ引受ケタル者ニ之ヲ引渡スベシ

第四條 本人ハ證票ニ記載セラレタル住居ノ地ニ到着ノ日ニ於テ證票ヲ保護司ニ呈示シテ認印ヲ受クベシ

天災疾病其ノ他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ從フコト能ハザリシトキハ其ノ事由ヲ開示スベシ

保護司前項ノ開示ヲ正當ナリト認メタルトキハ之ヲ證票ニ記載シテ認印ヲ爲スベシ

第五條 本人三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サムトスルトキハ保護司ニ其ノ事由、行先地及旅行日數ヲ届出ツベシ

第六條 本人住居ヲ變更シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、行先地及旅行日數ヲ明ニシ保護觀察所ノ許可ヲ受クベシ

住居ノ變更又ハ十日以上ノ旅行ヲ許可シタルトキハ保護觀察所ハ旅券ヲ交付スベシ

第七條 保護觀察所本人ニ對シ其ノ管轄區域外ニ住居ヲ變更スルコトヲ許可シタルトキハ關係書類ヲ新ニ本人ヲ監督スベキ保護觀察所ニ送致スベシ

第八條 本人外國ニ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、行先地及旅行日數ヲ記載シ保護觀察所ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ保護觀察所ハ事實ヲ調査シ意見ヲ附スベシ

第九條 本人旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸著シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ保護
司ニ届出ヅベシ

第十條 保護觀察所本人刑法第二十九條第一項ニ該ルコトヲ知リタルトキハ意見ヲ具シ
司法大臣ニ申報スベシ

第十一條 假出獄ノ取消アリタルトキハ其ノ執行ヲ爲シタル刑務所ノ長ハ其ノ旨ヲ保護
觀察所ニ通知スベシ

第十二條 本人死亡シタルトキハ保護觀察所ハ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

思想犯假出獄證票様式

(昭和十一年
司法省訓令第三號)

(表) (面)

思想犯假出獄證票 本籍地 居住地 氏名 年月日生		刑名刑期 昭和 年 月 日ヨリ執行 昭和 年 月 日 日期終了	假出獄期間 年 月 日 自昭和 年 月 日 昭和 年 月 日ニ住居ノ地ニ到着ス可シ 假出獄ヲ許サレタルヲ以テ此證票ヲ附與ス	何刑務所長 氏 名 昭和 年 月 日	記事及 依認司 認印
--------------------------------------	--	---------------------------------------	---	-----------------------	------------------

六寸五分

2021

(面 裏)

思想犯假出獄者心得

- 一 表記住居ノ地ニ到着後過期ナク證票ヲ保監司ニ提出シテ認印ヲ受ク可シ
- 二 天災疾病其他ノ事故ニ因リ前項ノ規定ニ從フコト能ハカリシトキハ其事由ヲ關ルシテ證票ニ認印ヲ受ク可シ
- 三 正業ニ就キ進テ保シ可シ
- 四 住居ノ地ヲ管轄スル保監觀察所ノ監督指導ヲ受ク可シ
- 五 三日以上十日未満ノ旅行ヲナサントストキハ保監司ニ其事由ヲ行先地及旅行日數ヲ届出シ
- 六 住居ヲ變更シ又八十日以上ノ旅行ヲ爲サントストキハ其事由、行先地及旅行日數ヲ明シ保監觀察所ノ許可ヲ受ク可シ
- 七 外國ニ旅行ヲ爲サントストキハ其事由、行先地及旅行日數ヲ記載シ保監觀察所ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ受ク可シ
- 八 旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸着シタルトキハ速ニ其旨ヲ保監司ニ届出シ
- 九 思想犯假出獄者心得事項ニ違背シタルトキ又ハ左ニ掲グル事由アルトキハ假出獄ノ處分ヲ取消サルコトアル可シ
- 一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタルモノシテ其刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ
- 假出獄ノ處分ヲ取消サルタルトキハ出獄中ノ日數ノ刑期ニ算入セラレサルモノトス

2023

思想犯假出獄者旅券様式

(昭和十一年十一月二十日
訓令保第一三九六一號)

思想犯假出獄者旅券 本籍 職業 氏名 年齢 治安維持法違反 年 月 日生		刑罰 刑罰名 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	假出 期間 昭和 年 月 日	旅行許可 理由 昭和 年 月 日	旅行ノ 行先地	指定期日 假出獄思想犯處遇規程第六條ニ依リ本旅券ヲ交付ス 昭和 年 月 日 保護観察所長
指示事項 一 旅行中天災疾病其ノ他ノ事故ニ因リ指定ニ從フコト能ハザリシトキハ其ノ事由ヲ開示スベシ 一 旅行ヲ止メ若ハ轉居地ニ到着又ハ住所ノ地ニ歸著シタルトキハ速ニ保護司又ハ保護観察所ニ其ノ旨ノ届出ヲ爲シ且本旅券ヲ還納スベシ 一 本旅券ノ携帶ニ付テハ特ニ留意シ破損紛失等ノ場合ニハ保護司又ハ保護観察所ニ届出ヲ爲シ其ノ指示ヲ受クベシ		摘 要				

思想犯保護觀察法施行令第三條ノ

通知ニ關スル件

(昭和十一年十二月
訓令保第一四四二〇號)

二四

第一條 思想犯保護觀察法施行令第三條ニ所謂關係官廳左ノ如シ

- 一 本人ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合ニ於テハ其ノ言渡ヲ爲シタル裁判所
- 二 本人ニ對シ訴追ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合ニ於テハ其ノ處分ヲ爲シタル檢事局

三 本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サントル場合ニ於テハ其ノ釋放ヲ爲シタル刑務所

第二條 關係官廳思想犯保護觀察法施行令第三條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲ス場合ニ於テハ左記事項ニ關スル意見ヲ附スベシ

2024

- 一 本人ヲ保護觀察ニ付スルノ必要アリヤ否ヤ
- 二 思想犯保護觀察法第三條及第四條ノ規定ニ依リ本人ニ付スベキ保護觀察處分ノ内
容
- 三 本人ニ對シ假處分ヲ爲スノ必要アリヤ否ヤ

前項第二號及第三號ニ關スル意見ハ關係官廳必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ附スルヲ以テ足ル

第三條 思想犯保護觀察法施行前ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合ニ於テハ第一條ノ關係官廳ハ之ヲ檢事局トス

思想犯保護觀察法施行令第三條ニ依ル

通知様式 (昭和十一年司法次官通牒
保第一四四二〇號)

2026

2026

年 氏 職 籍 現 本 齡 名 業 住 在 地 籍		年 月 日 生		刑 名 刑 期		罪 名		年 事 由 及 月 日 昭 和 年 月 日		刑 之 始 期		刑 之 終 期		通 算 期 間		犯 數	

左記事項思想犯保護観察法施行令第三條ニ依リ及通知候也

思想犯保護観察ニ關スル件通知
保護観察所長 殿

日記第 號
昭和 年 月 日
(通知廳名)

2027

5070

健康状態	生活ノ方針	思想ノ推移	経歴
其他参考事項	犯罪事實ノ概要	保釈監視ニ 關ル意見	身元引受人 住職続氏年 所業柄名齡

記載例

二八

- 一、事由及年月日ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ヲ「刑ノ執行猶豫」「起訴猶豫」「滿期釋放」及「假釋放」ノ區別ニ依リ記入スルコト
- 二、思想ノ推移ノ欄ニハ思想ノ推移並現在ノ心境就中轉向、非轉向、準轉向ノ別及轉向ノ動機ヲ記載スルコト
- 三、保護觀察ニ關スル意見ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第三條、第四條及第六條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル意見ヲ記載スルコト
- 四、其他參考事項欄ニハ本人ノ思想指導及生活安定ニ關シ必要ナル意見ヲ掲ゲ尙刑務所ニ於テハ行刑成績ノ概評特ニ行狀ノ良否、作業ノ勉否、賞罰事項、接見信書ノ狀況、改悛ノ狀態等ヲ記載スルコト

2028

保護團體指定ニ關スル件(昭和十一年十一月十八號)

思想犯保護觀察法施行令第二條ニ依リ左記ノ保護團體ヲ指定ス

昭和十一年十二月五日

司法大臣

東京保護事業聯合會

眞哉會

救世軍勞作館

帝國更新會

兩全會

齊修會

東京佛教慈濟會

東京興仁會

財團法人自立會

曹洞宗報教會

財團法人日蓮宗慈濟會

大孝塾

神奈川縣聯合保護會

埼玉自彊會

茨城昭德會

財團法人群馬縣佛教聯合保護會

靜岡縣勸善會

長野縣聯合保護會

京都感化保護院

白 光 會

神戶學而園

滋賀好善會

德島縣助成協會

財團法人海南救濟會

財團法人神奈川縣佛教慈德會

千葉縣歸性會

財團法人下野尚德會

群馬啓明會

山梨以徳會

社団法人新潟縣保護會

京都府聯合保護會

本願寺成功館

財團法人至徳會

端 正 會

讚岐修齊會

財團法人高知慈善協會自彊會

明德會

丙子會

廣島縣聯合保護會

山口縣聯合保護會

岡山縣司法保護聯合會

鳥取縣給産會

島根授産會

愛媛保護會

長崎縣司法保護聯合洪仁會

財團法人佐賀縣恒産會

福岡縣聯合保護會

九州更新會

大分縣保護會

熊本自營協會

財團法人鹿兒島縣保護協會

財團法人日州保護會

財團法人沖繩自營會

財團法人宮城縣聯合保護會

財團法人福島縣聯合保護至道會

羽陽和光會

岩手保護院

秋田至仁會

青森縣慈晃會

財團法人札幌大化院

財団法人北海道授産場

財団法人釧路慈徳會

財団法人函館助成會

財団法人旭川保護會

財団法人網走慈惠院

保護團體指定ニ關スル件 (昭和十一年十二月 保第一四四四號)

今般司法省告示第八十八號ヲ以テ思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ依ル委託ヲ爲スベキ保護團體指定相成候ニ付テハ各保護團體ハ克ク自肅自勵以テ指定ノ趣意ニ違背スルコト無之様貴管内關係各保護團體ニ對シ傳達相成度候尙被處分者ノ特殊關係其ノ他已ムコトヲ得サル事情有之候場合ニ於テハ思想犯保護觀察法第三條ノ規定ニ從ヒ前記指定外ノ保護團體ト雖成績優良ナルモノニ對シテハ同條ニ所謂適當ナル者トシテ保護觀察方委託相成差支無之儀ニ付爲念申添候

保護觀察費用規則

(昭和十一年
司法省令第三十六號)

第一條 保護觀察所ノ命ニ依リ出頭シタル參考人ニハ日當、旅費及止宿料ヲ支給ス

第二條 日當ハ出頭一度ニ付二圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム但シ鑑定ヲ爲シタル參考人ノ日當ハ二圓以上十圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム

第三條 鑑定ニ付特別ノ技能若ハ費用又ハ長時期ヲ要シタルトキハ日當ノ外別ニ保護觀察所ノ相當ト認ムル金額ヲ支給スルコトヲ得

第四條 旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ保護觀察所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ十五錢以内其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ九十錢以内トス但シ一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數

第五條 止宿料ハ一日五圓以内ニ於テ保護觀察所之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三四

司法保護事業獎勵費取扱規程

(大正九年 司法省令第四號) 改正大正十二年同第四號 昭和十一年同第三十七號

第一條 司法保護事業獎勵金ハ毎年一回其ノ年度内ノ事業ニ對シ之ヲ下付ス

前項ノ年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス

第二條 獎勵金ノ下付ヲ受ケントスル者ハ其ノ所在地ヲ管轄スル刑務所ノ長ヲ經由シ毎年四月三十日マテニ申請書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

少年法ニ依リ少年ノ保護ニ從事スル者ハ所轄少年審判所ノ長ヲ經由シ前項ノ申請書ヲ

2034

差出スヘシ

思想犯保護觀察法ニ依リ思想犯ノ保護ニ従事スル者ハ所轄保護觀察所ノ長ヲ經由シ第一項ノ申請書ヲ差出スヘシ

第三條 申請書ニハ下付ヲ求ムル事由並ニ本規程ヲ遵守スヘキ旨ヲ明示シ且事業成績表、收支計算書、翌年度豫算書及資産表ヲ添附スヘシ

初メテ獎勵金ノ下付ヲ申請スル者ハ前項ノ書類ノ外會則又ハ事業趣意書ヲ添附スヘシ

第四條 獎勵金ヲ下付スヘキモノト認ムルトキハ支給スヘキ金額ヲ指定シ之ヲ申請人ニ告知ス

金額ノ支給ハ所轄刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由シテ之ヲ爲ス

第二項ノ手續ヲ終ラサル前獎勵金ヲ下付スルニ適セサル事情アルコトヲ發見シタルトキハ第一項ノ告知ヲ取消スヘシ

第五條

獎勵金ノ下付ヲ受ケタル者ハ左ノ義務ヲ負フモノトス

一 事業ノ經營竝ニ金錢ノ出納ニ付所在地ヲ管轄スル刑務所ノ長、少年審判所ノ長又

ハ保護觀察所ノ長ノ指揮監督ヲ受クルコト

二 保護事業ヲ中止若ハ廢止シ主管者又ハ會則ヲ變更シタルトキ及執務上重要ナル事

故發生シタルトキハ所轄刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由シ

速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報スルコト

前項第一號ノ指揮監督ニ付テハ司法大臣必要アリト認ムルトキハ事項ヲ定メテ之ヲ財

團法人輔成會、財團法人日本少年保護協會又ハ財團法人昭徳會ノ各管理者ニ委任スル

コトヲ得

第六條

本規程ニ依リ刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ヲ經由スル書類

ハ刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長之ヲ審査シテ意見ヲ附シ遲滯ナク

司法大臣ニ進達スヘシ

第七條 刑務所ノ長、少年審判所ノ長又ハ保護觀察所ノ長ハ少クトモ毎年一回其ノ管内

ニ在リテ獎勵金ノ下付ヲ受クル者ヲ視察シ其ノ事業ノ管理經營ニ關スル狀況ヲ司法大

臣ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保護觀察所保護司執務規範

(昭和十一年
司法省訓令第一號)

第一章 總 則

第一條 保護司調査及觀察事務ヲ行フニハ法令ノ定ムルトコロヲ恪守スルノ外本規範ニ

遵守スベシ

- 第二條 保護司ハ我ガ國體ニ關スル明徴ナル觀念ヲ把持スルト共ニ常ニ社會狀勢ノ推移、人心ノ趨向ニ留意シ之ニ關スル適正ナル認識ヲ有スルコトニ努ムベシ
- 第三條 保護司ハ嚴正ニシテ寛容且明朗ナル態度ヲ以テ職務ニ當リ本人ヲシテ全幅ノ信賴ヲ寄セシムルコトニ努ムベシ
- 第四條 保護司ハ常ニ公明正大懇切丁寧ヲ旨トシ克ク祕密ヲ守リ本人其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セザルコトニ留意スベシ
- 第五條 保護司ハ常ニ保護司相互間ノ連絡協調ヲ保ツベシ
- 第六條 保護司ハ保護團體、寺院、教會、學校、職業紹介所其ノ他本人ノ保護觀察ニ關係アル各機關ト密接ナル聯繫ヲ保ツベシ
- 第七條 保護司ハ常ニ本人ノ委託ヲ爲スベキ各機關ニ關スル調査ヲ爲シ其ノ狀況ヲ保護觀察所ニ報告スベシ

第二章 調査

第八條 調査ヲ爲スニハ敏活ニシテ機宜ヲ失ハズ周密ニシテ遺漏ナキコトヲ期スベシ

第九條 調査ニ際シテハ特ニ本人ノ心境變化ノ有無、若シテ心境變化アルトキハ其ノ動機、程度及社會運動ニ從フノ意思ノ存否ニ付留意スルト共ニ保護者ノ性格、資産、家庭ノ良否、家庭ト本人トノ感情關係及本人ノ將來ニ於ケル生計ノ見込等ノ事項ヲモ明ニスベシ

第十條 調査ヲ終リタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ保護觀察所ニ提出スベシ

第十一條 保護觀察審査會ノ審議ニ在席セシムルヲ相當ト思料スル者アルトキハ豫メ保護觀察所ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三章 觀察

第十二條

觀察ヲ爲スニハ本人ノ思想ヲ善導シ生活ノ安定ヲ圖リ其ノ社會復歸ヲ速カナ
シムルコトヲ旨トシ熱意ヲ以テ之ニ當ルベシ

第十三條

思想ノ善導ニ當リテハ本人ノ社會的良心ト正義的觀念ヲ尊重シ特ニ其ノ出生
地及性別ニ因ル特殊事情ヲ考慮スベシ

第十四條

生活ノ安定ハ轉向ノ確保ト密接ノ關係ヲ有スルコトヲ考慮シ常ニ本人ノ性能
ニ適應スル職業ト地位ヲ與フルコトニ努ムベシ

第十五條

本人家庭ヲ爲スニ適スルモノト認ムルトキハ援護シテ之ヲ形成セシメ世帯ヲ
訓練シテ家族制度ノ美風ヲ體得セシムルコトニ努ムベシ

第十六條

本人被傭又ハ在學中ノモノナルトキハ常ニ其ノ動向、勤怠及成績ニ留意シ適
當ナル諭示、策勵ヲ爲スコトニ努ムベシ

第十七條

常ニ本人ノ言動及思想ノ推移ニ留意スルト共ニ非轉向者及準轉向者ニ對シテ
ハ特ニ其ノ交友關係、通信ノ狀況及條件遵守ノ狀況ヲ觀察スベシ

住居、交友、保護者トノ關係其ノ他ノ事情本人ノ爲不適當ナリト思料スルトキハ保護者其ノ他必要ナル機關ト協議シテ適當ナル措置ヲ爲スベシ

第十八條 本人旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ出發前必要ナル注意ヲ與フベシ

第十九條 本人旅行ヲ了リタルトキハ旅行ノ經過、旅行中ノ出來事ヲ申出デシムベシ

第四章 報 告

第二十條 觀察ニ際シ認知シタル必要事項ハ漏ナク之ヲ觀察簿ニ記載スベシ

第二十一條 觀察ノ成績ハ保護觀察所ヨリ指示セラレタル條件ニ從ヒ之ヲ報告スベシ但シ本人ニ付住居ノ變更、所在不明、死亡其ノ他重要ナル事項生ジタルトキハ其ノ都度遲滯ナク之ヲ保護觀察所ニ報告スベシ

第二十二條 觀察ヲ了リタルトキハ遲滯ナク觀察簿其ノ他關係書類ヲ保護觀察所ニ提出スベシ

2041

保護観察所保護司證票調製方ノ件

(司法省
訓令第二號)

保護観察所

保護司ニ交付スベキ證票調製方ノ件左ノ通定ム

昭和十一年十一月二十日

司法大臣

第一條 保護観察所ハ左記雛形ニヨリ保護司ノ證票ヲ調製スベシ

第二條 證票ハ堅九十一ミリメートル幅百二十八ミリメートル折疊式ト爲ス

第三條 證票ニハ思想犯保護觀察法(抄)、思想犯保護觀察法施行令(抄)、保護觀察所官

制(抄)及保護觀察所保護司執務規範ヲ登載スベシ

第四條 證票ニハ保護觀察所ノ印ヲ押捺スベシ

第五條 保護觀察所ハ證票交付簿ヲ備ヘ證票ノ番號、交付ノ年月日及交付ヲ受ケタル者

ノ氏名ヲ記載スベシ

2042

2043

雛形

(紙表)

保護司 証票

(面裏紙表)

(面一第紙入挿)

保護司証票第 號 昭和 年 月 日交付 某 保護観察所 印 保護司 某	思想犯保護観察法(抄) 第八條 保護観察所ハ必要アルトキ ハ保護司ヲシテ本人ヲ同行セシム ルコトヲ得 (以下省略)
---	---

四三

民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ件 (司法省令 第三十八號)

各保護觀察所ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年十一月二十日

司法大臣

保護觀察所事務章程 (昭和十一年 保第一三九二號)

第一條 保護觀察所ニ輔導官數名アルトキハ保護觀察所ノ長ハ其ノ分任ヲ定ムベシ保護
司ノ分任ニ付キ亦同ジ

2044

第二條 輔導官差支アルトキハ他ノ輔導官豫メ保護觀察所ノ長ノ定メタル順序ニ從ヒ代理スベシ保護司差支アルトキ他ノ保護司亦同ジ

保護觀察所ノ長差支アルトキハ其ノ職務ハ輔導官等ノ順序ニ從ヒ代理スベシ

第三條 保護觀察所ニ書記數名アルトキハ保護觀察所ノ長ハ書記ノ分任ヲ定メ其ノ中一人ニ主任書記ヲ命ズベシ

主任書記ハ保護觀察所ノ長ノ命ヲ受ケ書記ノ事務ヲ監督ス

第四條 保護觀察所ノ職員ハ各其ノ上官ノ指揮命令ヲ遵行シ常ニ事務ノ進捷刷新ニ勉メ事務繁劇ナルトキ又ハ急ヲ要スル案件アルトキハ執務時限ノ内外ヲ問ハズ何時ニテモ其ノ事ニ從フベシ

第五條 保護觀察所ハ保護觀察ニ關スル事務ニシテ他ノ保護觀察所ニ於テ處理スベキヲ適當ナリト認ムルモノアルトキハ之ヲ其ノ保護觀察所ニ移送スルコトヲ得

第六條 保護觀察所ハ保護司ニ證票ヲ交付シ職務ヲ行フ場合ニ之ヲ携帯セシムベシ

第七條

保護觀察所ニハ會計ニ關スル帳簿ノ外左ニ掲グル帳簿ヲ備フベシ

四六

一 職員名簿

一 出勤簿

一 文書受理簿

一 文書發送簿

一 保護觀察事件簿

一 宿直日誌

第八條

職員出張セムトスルトキハ直近監督上官ノ認可ヲ受クベシ

第九條

保護觀察所ノ長ハ職員ヲシテ宿直セシムベシ

第十條

保護觀察所ノ長ハ毎年五月末日迄ニ前年度ニ於ケル事務ノ成績ヲ司法大臣ニ申報スベシ

第十一條

保護觀察所ノ長ハ事務ノ處理ニ關シ必要ナル細則ヲ定メ其ノ旨司法大臣ニ申報スベシ

保護觀察所會計事務章程

(昭和十五年四月一日
訓令會甲第五、四〇〇號)

第一章 總 則

第一條 保護觀察所長ヲ以テ歲入徵收官及支出官トス

第二條 保護觀察所長ハ國有財産ニ關スル事務ヲ分掌スベシ

保護觀察所長ハ物品出納ノ命令ヲ爲スベシ

第三條 保護觀察所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 收入官吏
- 二 資金前渡官吏
- 三 物品會計官吏

四 歳入歳出外現金出納官吏

五 保管物取扱主任官

保護觀察所長ハ保護觀察所書記ノ中ヨリ前項ノ職員ヲ命ジ司法大臣ニ届出ヅベシ其ノ代理官ヲ命ジ又ハ交替セシムルトキ亦同ジ但シ保管物取扱主任官ハ歳入歳出外現金出納官吏ノ職ニ在ル保護觀察所書記ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 會計規則第九十二條第二項、第三百三十六條及物品會計規則第十條ノ二、第十一條、第十二條、第十二條ノ二ノ検査官吏、會計規則第三百三十七條及物品會計規則第十

三條ノ立會官吏、會計規則第四百四十六條及物品會計規則第十五條第二項但書ノ計算書作成官吏竝ニ會計規則第九十二條第一項調書作成官吏ヲ要スルトキハ保護觀察所長之ヲ命ズベシ

第五條 支出官更迭シ至急支拂ヲ要スル場合特ニ保護觀察所長以外ノ者ヲ以テ支出官ト

スルコトヲ要スル場合又ハ支出官ノ代理官ヲ任免スルコトヲ要スル場合ハ保護觀察所

長若ハ其ノ代理者ヨリ司法大臣ニ稟申スベシ

第六條 保護觀察所長ハ土地建物ノ貸借、使用又ハ返還ヲ要スルトキハ其ノ所在、契約

等ニ關スル事項及事由ヲ詳悉シ司法大臣ニ稟申スベシ但シ貸借ヲ繼續セントスルモノ

ニ付テハ契約ヲ締結シ其ノ旨ヲ届出ツベシ

應合移轉ノ爲前項ノ必要ヲ生ズル場合ニ於テハ移轉ニ關スル稟請書ニ前項ノ要件ヲ記

載スルヲ以テ足ル

第七條 物品ノ賣買、貸借又ハ廢棄ヲ要スル場合及寄贈ヲ受クル場合ニ於テハ保護觀察

所長之ヲ決定スベシ

第八條 保護觀察所長ハ賣買又ハ貸借ノ契約ヲ爲サントスルトキハ契約書案及保證金額

ヲ定ムベシ

第九條 會計法第三十二條第二項ノ規定ニ依リ指名競争ニ付スルコトヲ得ル場合左ノ如

シ

- 一 當業者相連合シテ不當ノ競争ヲ爲サントスル虞アルコト
 - 二 不誠實又ハ不信用ノ者競争ニ加入シ不當ノ競争ヲ爲スノ虞アルコト
 - 三 特種ノ構造又ハ品質ヲ要スル物件ノ買入ニシテ検査著シク困難ノモノナルコト
 - 四 契約上ノ義務ニ違背アルトキハ政府ノ事業ニ著シキ支障ヲ來スノ虞アルコト
- 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合左ノ如シ
- 一 現ニ契約履行中ノ物品ノ供給ニ關聯スルモノニシテ之ヲ他ノ者ヲシテ分割履行セシムルコトヲ不利トスルトキ
 - 二 隨意契約ニ依ルトキハ時價ニ比シ著シク有利ナル價格ヲ以テ契約ヲ爲シ得ベキ見込アルトキ
 - 三 買入ヲ要スル物品多量ニシテ分割購入ヲ爲スニ非ザレバ買占其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ價格ヲ騰貴セシムルノ虞アルコト
 - 四 急速ニ契約ヲ爲スニ非ザレバ契約ヲ爲スノ機會ヲ失フノ虞アルトキ又ハ著シク不

五〇

利ナル價格ヲ以テ契約ヲ爲サザルベカラザルノ虞アルトキ

五 前項各號ノ場合ニ於テ指名競争ニ付スルコトヲ不利トスル特別ノ事由アルトキ

保護觀察所長前二項ノ規定ニ依ル必要アルトキハ事由ヲ詳具シ司法大臣ニ稟請スベシ

第十條 保護觀察所長前條各號ニ掲グル場合ノ外一般ノ競争ニ付スルヲ不利ト認ムベキ

特殊ノ事由アルトキハ之ヲ詳具シ司法大臣ニ稟請シテ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ

依ルコトヲ得

第十一條 水火、盜難又ハ其ノ他ノ事故ニ因リ現金又ハ物件ノ亡失若ハ毀損シタルモノ

アルトキハ保護觀察所長ハ速ニ其ノ原因及狀況ヲ詳悉シ意見ヲ付シテ司法大臣官房會

計課長ニ報告スベシ

第十二條 前條ノ場合ニ於テハ保護觀察所長ハ出納官吏ノ責任ニ屬スルモノヲ除クノ外

相當ノ處分ヲ爲スベシ但シ當該職員ニ對シ辨償ヲ命ジタルトキハ司法大臣ニ届出ヅベ

第十三條 歳入徴収額計算書ハ翌年度五月十五日限り提出スベシ

第十四條 國有財産増減計算書ハ翌年度四月三十日限り提出スベシ

第二章 雜 則

第十五條 證明上會計検査院ニ提出スル歳入徴収額計算書、支出計算書、前渡資金出納

計算書、收入金現金出納計算書、歳入歳出外現金出納計算書、物品出納計算書及國有

財産増減計算書ハ當分ノ内保護觀察所所在地ノ裁判所ノ會計事務管理者所在地ノ控訴院及

ノ會計事務管理者アルトキハ控訴院ノ會計事務管理者トスヲ經由スベシ

第十六條 前各條ニ規定スルモノヲ除ク外ハ裁判所會計事務章程第二章第三節及第三

章乃至第六章ノ規定ニ準據スベシ

保護觀察所職員ノ旅費ニ關スル件

(會計課長通牒會甲第五四〇一號
昭和十一年十一月二十日)

保護觀察所職員ノ旅費ニ關シテハ左ノ令達ニ依リ昭和十一年十一月二十日以後ノ旅行ニ付適用有之度而テ司法部所管内國旅費規則第十三條ハ貴廳ニ於テハ適用無之義ト了知相成度

司法部所管内國旅費規則 明治四十三年七月

内國旅費支給手續 明治四十一年十二月

司法部會甲第一八一號通牒 大正九年六月

司法部會甲第二五〇六號通牒 大正九年八月

司法部會甲第二八八三號通牒 大正九年九月

司法部會甲第一八八一號訓令 昭和五年七月

司法省會甲第一八八一號通牒 昭和五年七月
司法省會甲第二三七二號通牒 昭和五年九月

五四

移轉料等ニ關スル件 (會計課長通牒會甲第五四〇二號 昭和十一年十一月二十日)

貴廳職員ノ赴任旅費ニ關シテハ内國旅費規則ニ依ルノ外左ノ區分ニ依リ減額支給相成可然候

- 一 保護觀察所長
 - 右赴任手當 規定額ノ二分ノ一
 - 移轉料 規定額ノ通
- 二 保護觀察所輔導官 保護觀察所保護司(奏任)
 - 右赴任手當 規定額ノ二分ノ一
 - 移轉料 規定額ノ二分ノ一
- 三 判任官以下ニ對シ旅費ノ定額ヲ減ジ又ハ其ノ全部若ハ一部ヲ支給セザル必要アル

トキハ各廳長官ニ於テ之ヲ決定シ同時ニ其ノ願末ヲ司法省會計課長ニ報告スルコト
四 高等官及判任官竝其ノ待遇ヲ受クル者又ハ其ノ他ノ職員等ガ赴任スル場合ニ支給
スベキ家族移轉料ニ付テハ家族ノ數ガ三人ヲ超過スルモノハ其ノ超過人員ニ對シテ
ハ之ヲ支給セザルコト

正誤

昭和十二年二月二十日陸普第八一〇號別表
記載例ヲ別表ト取換ヘ舊表ヲ廢棄セラレ度

記載例

一、事由及年月日ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ヲ「刑ノ執行猶豫」「不起訴」「滿期釋放」及「假釋放」ノ區別ニ依リ記入スルコト

二、思想ノ推移ノ欄ニハ思想ノ推移並現在ノ心境就中轉向、非轉向、準轉向ノ別及轉向ノ動機ヲ記載スルコト

三、保護觀察ニ關スル意見ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第三條、第四條及第六條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル意見ヲ記載スルコト

四、犯罪事實ノ要旨ハ判決謄本ヲ以テ代ユルコトヲ得

五、其ノ他參考事項欄ニハ本人ノ思想指導及生活安定ニ關シ必要ナル意見ヲ掲ゲ尙刑務所ニ於ケル行刑成績ノ概評特ニ行狀ノ良否、作業ノ勉否、賞罰事項、接見信書ノ狀況、改悛ノ狀態等ヲ記載スルコト

現役滿期等ニ依リ陸軍刑法第八條、第九條ノ身分ヲ喪失シタル者

正誤

昭和十二年二月二十日陸普第八一〇號別表
記載例ヲ別表ト取換ヘ舊表ヲ廢棄セラルル處

記載例

一、事由及年月日ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ヲ「刑ノ執行猶豫」「不起訴」「滿期釋放」及「假釋放」ノ區別ニ依リ記入スルコト

二、思想ノ推移ノ欄ニハ思想ノ推移竝現在ノ心境就中轉向、非轉向、準轉向ノ別及轉向ノ動機ヲ記載スルコト

三、保護觀察ニ關スル意見ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第三條、第四條及第六條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル意見ヲ記載スルコト

四、犯罪事實ノ要旨ハ判決謄本ヲ以テ代ユルコトヲ得

五、其ノ他參考事項欄ニハ本人ノ思想指導及生活安定ニ關シ必要ナル意見ヲ掲ゲ尙刑務所ニ於ケル行刑成績ノ概評特ニ行狀ノ良否、作業ノ勉否、賞罰事項、接見信書ノ狀況、改悛ノ狀態等ヲ記載スルコト

現役滿期等ニ依リ陸軍刑法第八條、第九條ノ身分ヲ喪失シタル者

ニ在リテハ其ノ年月日ヲ記入スルコト

一、本館に寄附せられたる資料は、その寄附者の氏名、寄附年月日、寄附品名、数量、備考等を記入し、本館に納入する。

二、寄附品名は、その品名、種別、用途等を詳細に記入する。

三、数量は、その品物の数、枚数、冊数等を記入する。

四、備考欄には、その資料の由来、経緯、価値等を記入する。

五、寄附品は、本館に納入された日から、本館の所蔵品として扱われる。

六、寄附品は、本館の所蔵品として扱われる限り、その権利は本館に帰する。

七、寄附品は、本館の所蔵品として扱われる限り、その複製、転載等は本館の許可を得なければならない。

八、寄附品は、本館の所蔵品として扱われる限り、その処分は本館の裁量に委ねられる。

九、寄附品は、本館の所蔵品として扱われる限り、その管理は本館の責任に委ねられる。

十、寄附品は、本館の所蔵品として扱われる限り、その保存は本館の責任に委ねられる。

正 誤

昭和十二年二月二十日陸普第八一〇號別表
記載例ヲ別表ト取換ヘ舊表ヲ廢棄セラレ度

記 載 例

一、事由及年月日ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ヲ「
刑ノ執行猶豫」「不起訴」「滿期釋放」及「假釋放」ノ區別ニ依
リ記入スルコト

二、思想ノ推移ノ欄ニハ思想ノ推移並現在ノ心境就中轉向、非轉向、
準轉向ノ別及轉向ノ動機ヲ記載スルコト

三、保護觀察ニ關スル意見ノ欄ニハ思想犯保護觀察法第三條、第四條
及第六條ノ規定ニ依ル處分ニ關スル意見ヲ記載スルコト

四、犯罪事實ノ要旨ハ判決謄本ヲ以テ代ユルコトヲ得

五、其ノ他參考事項欄ニハ本人ノ思想指導及生活安定ニ關シ必要ナル
意見ヲ掲ゲ尙刑務所ニ於ケル行刑成績ノ概評特ニ行狀ノ良否、作
業ノ勉否、賞罰事項、接見信書ノ狀況、改悛ノ狀態等ヲ記載スル
コト

現役滿期等ニ依リ陸軍刑法第八條、第九條ノ身分ヲ喪失シタル者

ニ在リテハ其ノ年月日ヲ記入スルコト

一、本館に寄附せられたる資料は、その寄附者の氏名、寄附の年月日、寄附の品名、数量、備考等を記入し、本館の蔵書目録に記録する。

二、寄附者の氏名は、個人の場合は姓名、法人の場合は名称を記入する。

三、寄附の年月日は、西暦と和暦の両方を記入する。

四、寄附の品名は、その品物の名称、種類、内容等を詳細に記入する。

五、数量は、その品物の数、枚数、冊数等を記入する。

六、備考欄には、寄附の経緯、寄附者の住所、職業等に関する事項を記入する。

七、本館に寄附せられたる資料は、その寄附者の氏名、寄附の年月日、寄附の品名、数量、備考等を記入し、本館の蔵書目録に記録する。

八、寄附者の氏名は、個人の場合は姓名、法人の場合は名称を記入する。

九、寄附の年月日は、西暦と和暦の両方を記入する。

十、寄附の品名は、その品物の名称、種類、内容等を詳細に記入する。

十一、数量は、その品物の数、枚数、冊数等を記入する。

十二、備考欄には、寄附の経緯、寄附者の住所、職業等に関する事項を記入する。